

## 「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」が改定され、第5.3版となっています

8月31日付で「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」が改定され、第5.3版となっています。主な改訂部分は以下の通りです。

- ・20-21 ページ「5. 小児例の特徴」の重症度、家族内感染率等について一部追記
- ・42 ページ「5. 妊産婦の管理」の項を追加
- ・44 ページ 自宅療養者に対して行う診療プロトコール、経口ステロイド薬投与における留意点等について追記
- ・48-59 ページ 各種薬剤の項目（レムデシビル、バリシチニブ等）に一部追記
- ・60-67 ページ 「表 6-1」「1. 個人防護具」「5. 患者寝具類の洗濯」「8. 職員の健康 管理」等について一部追記

## 「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」が改定されています

9月8日付で改定され、ワクチンの接種状況や変異の部分等の記述が更新されています。

## 外来での「抗体カクテル療法」で救急医療管理加算1(950点)算定可—「臨時的な取扱い(その60)」

9月7日付で「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（以下「臨時的な取扱い」）(その60)が発出されています。

要件を満たした医療機関において、中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」を外来で投与した場合、「臨時的な取扱い(その9)」(R2.4.8付)の2(1)の救急医療管理加算1(950点)を、投与した日に1回算定できるとされました。ただし、「臨時的な取扱い(その51)」(R3.7.30付)の間1の救急医療管理加算1(「自宅・宿泊療養を行っている者」への往診・訪問診療を行った場合)の併算定はできません。また同一日に入院となった場合、「臨時的な取扱い(その56)」(R3.8.27付)の(1)に示されている救急医療管理換算1の3,800点、同じく(2)に示されている救急医療管理加算1の5,700点との同一日での併算定はできません。

## 14日を超えて週4日以上頻回の訪問看護が必要な場合の対応—「臨時的な取扱い(その61)」

9月9日付で「臨時的な取扱い(その61)」が発出されています。

「臨時的な取扱い(その53)」(R3.8.11付)の間2に示されている患者(宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者)が14日を超えて週4日以上頻回の訪問看護・指導が必要な場合、同一月に更に14日を限度とした在宅患者訪問看護・指導料を算定できるとされました(R3.9.9以降)。その場合の2回目の特別訪問看護指示書の交付の際にも特別訪問看護指示加算が算定できます。またその指示書に基づき訪問看護ステーションが週4日以上頻回の訪問看護を実施した場合、訪問看護基本療養費の算定ができます。

台風14号による被害が高知県内でも発生しています。被害を受けられた会員の皆様にお見舞いを申し上げます。休診を余儀なくされた場合は、当協会事務局までお知らせください。